

小田原市議会基本条例特別委員会報告書（概要版）

1 特別委員会の設置経過について

（1）設置経過

議会基本条例については、平成23年7月に議長の諮問機関として設置された「議会改革推進委員会」の最終答申において、議会改革の取り組みを明文化し、議会の役割・機能や住民との関係などを明確にするとともに、議会をさらに活性化させていくためにも、議会基本条例の制定は必要であり、条例制定に向けて特別委員会を設置し、具体的に検討していくという結論に至った。

そして、平成24年3月23日の定例会において、議長発議により議会基本条例特別委員会の設置について提案され、全会一致で可決し、本特別委員会の設置が決定した。

（2）設置目的

議会基本条例案の作成と同条例案の市民周知を行うこと。

（3）設置期間

平成24年3月23日から調査終了まで。

（4）委員構成

ア 前期 （平成24年3月23日～平成24年5月29日まで）

委員長 武松 忠

副委員長 原田 敏司

委員 佐々木 ナオミ、安野 裕子、今村 洋一、木村 正彦、
神永 四郎（平成24年5月14日まで）、井原 義雄

イ 後期 （平成24年5月29日～平成25年3月27日まで）

委員長 安野 裕子

副委員長 原田 敏司

委員 佐々木 ナオミ、今村 洋一、木村 正彦、大村 学、井原 義雄

2 特別委員会の開催状況について

(1) 特別委員会

回数	開催日	主な内容
第1回	平成24年3月23日	・委員長、副委員長の互選について
第2回	平成24年4月12日	・議会基本条例に対する基本的な考え方について
第3回	平成23年4月26日	・スケジュール(案)について ・議会基本条例に盛り込むことを検討すべき項目について ・議会基本条例の目指す目標について
第4回	平成24年5月7日	・議員研修会について ・キックオフイベントについて ・議会基本条例に盛り込むべき事項について
第5回	平成24年5月22日	・議会基本条例に盛り込むべき事項について
第6回	平成24年5月29日	・委員長の互選について
第7回	平成24年6月4日	・議会基本条例に盛り込むべき事項について
第8回	平成24年6月12日	・議会基本条例に盛り込むべき事項について
第9回	平成24年6月20日	・議会基本条例市民フォーラムについて
第10回	平成24年7月9日	・議会基本条例市民フォーラムについて
第11回	平成24年8月8日	・議会基本条例市民フォーラムの結果について ・今後の進め方について
第12回	平成24年8月23日	・議会基本条例素案について ・議会基本条例素案に対する市民説明会について
第13回	平成24年9月5日	・議会基本条例素案について

第 14 回	平成 24 年 9 月 14 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会基本条例素案について ・ 今後のスケジュールについて
第 15 回	平成 24 年 10 月 4 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会基本条例素案について ・ 議会基本条例素案に対する市民説明会について
第 16 回	平成 24 年 10 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会基本条例素案について
第 17 回	平成 24 年 10 月 19 日	
第 18 回	平成 24 年 10 月 25 日	
第 19 回	平成 24 年 11 月 12 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会基本条例素案について ・ 議会基本条例素案に対する市民説明会について
第 20 回	平成 24 年 11 月 21 日	
第 21 回	平成 24 年 11 月 28 日	
第 22 回	平成 25 年 1 月 23 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小田原市議会基本条例素案に対する市民意見の募集結果について
第 23 回	平成 25 年 1 月 29 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小田原市議会基本条例素案への意見とそれに対する議会の考え方
第 24 回	平成 25 年 2 月 4 日	
第 25 回	平成 25 年 2 月 12 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会基本条例素案の助詞の修正について ・ 議会基本条例素案に対する市民意見への対応について ・ 議会報告会について
第 26 回	平成 25 年 2 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条文の解説及び用語解説について ・ 議会報告会について
第 27 回	平成 25 年 3 月 19 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会基本条例の施行に伴う議会報告会に向けた検討について ・ 議会基本条例案について ・ 条文の解説及び用語解説について ・ 議会基本条例素案に対する市民意見への対応について ・ 議会基本条例特別委員会報告書について ・ 議会基本条例制定周知のための議会だより記事について

3 議員研修会、市民フォーラムの開催について

(1) 議会基本条例に係る議員研修会

<p>日時：平成 24 年 6 月 8 日（金） 午後 2 時～午後 4 時 場所：小田原市役所全員協議会室</p>	<p>演題：議会基本条例等に関する留意点について 講師：全国市議会議長会法制参事 本橋謙治氏</p>
--	--

(2) 議会基本条例市民フォーラム

<p>日時：平成 24 年 7 月 29 日（日） 午前 10 時～午前 11 時 44 分 場所：小田原市役所大会議室</p>	<p>第 1 部 基調講演 「分権時代の議会の役割」 講師：早稲田大学大学院教授 北川正恭氏</p> <p>第 2 部 市民の皆さんとの意見交換会 目的：条例作成にあたり、市民は議会に何を求め、何を期待しているのか。議会がどう働けば市民の満足度が上がるか、市民の声を聞く 参加者：129人</p>
--	--

4 条例の素案に対する市民意見の聴取について

(1) 議会基本条例素案に対する市民説明会

第 1 回	<p>日時：平成 24 年 12 月 16 日（日） 午前 10 時～午前 11 時 30 分 場所：マロニエ 202 集会室</p>	<p>第 1 部 議会基本条例素案の説明 第 2 部 市民の皆さんとの意見交換会 参加者：34人</p>
第 2 回	<p>日時：平成 24 年 12 月 18 日（火） 午後 6 時 30 分～午後 8 時 場所：小田原市役所大会議室</p>	<p>第 1 部 議会基本条例素案の説明 第 2 部 市民の皆さんとの意見交換会 参加者：24人</p>

(2) 小田原市議会基本条例（素案）に対する市民意見募集

募集期間	意見数（意見提出者） 68 件（15 人・1 団体）
平成 24 年 12 月 10 日（月）	意見提出者内訳
～平成 25 年 1 月 9 日（水）	インターネット 5 人
	直接持参 4 人・1 団体
	市民説明会での意見 11 人
	（複数の手段で意見を提出された方がいるため、意見提出者内訳の人数の計と、合計は一致しません）

5 調査を終えて

本特別委員会では、平成 21 年 6 月からの議会基本条例検討委員会における検討内容や、平成 23 年 7 月からの議会改革推進委員会における答申内容を踏まえ、地方分権と市民自治の時代にふさわしい議会の在るべき姿を明文化すべく、議会基本条例の策定に向けて、平成 24 年 3 月から 1 年余にわたり議論を尽くしてきた。

委員会での審査は、付託された「議会基本条例案の作成と同条例案の市民周知」について調査を行う中で、市議会として同じ問題意識を共有できるように、全議員を対象とした議員研修会を開催するとともに、課題に対して委員がそれぞれの会派の意見を持ち寄り、議員全員の意見を把握した上で、委員会において丹念に論議することにより、市議会としての意見を集約した。

また、市民に対しては、議会基本条例の素案を作る前のやわらかい段階で、議会基本条例市民フォーラムを開催して市民の意見を聴き、その後委員会で議論を重ねて素案を作成し、この素案に対して市民意見の募集を行い、更に条例の内容を直接説明し意見を聴くため、2 回の市民説明会を開催した。このように議会が、広聴活動を積極的に行い市民と情報を共有していくという試みは、今後の市議会の在るべき姿を示したと考えるものである。

以上のような経過を経て、延べ 27 回開催された委員会での議論を踏まえて意見を集約し、議会基本条例案を取りまとめた。その特徴としては、確実に実行可能な内容について条文化したことであり、更に必要な事項について検討を加えて時宜を得た条例としていくため、その見直しを議員の任期である 4 年に一度必ず行うことを規定したことが挙げられる。

今後は、本市議会基本条例に基づき、議会報告会の開催等の実践を行うとともに、試行中である諸般の議会改革についても継続して取り組むことにより、より一層の市議会の活性化を図り、「開かれた議会」を目指すとともに、議会基本条例の制定を目指して御尽力されたすべての方々に深く感謝を申し上げ、本特別委員会における審査を終結し、最終報告とする。

小田原市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第2条・第3条）

第3章 議会運営（第4条～第6条）

第4章 市民と議会との関係（第7条・第8条）

第5章 市長等と議会との関係（第9条・第10条）

第6章 専門的知見の活用及び議会事務局の体制整備（第11条・第12条）

第7章 補則（第13条・第14条）

附則

市議会は、選挙により市民からの負託を受けた議員によって構成され、二元代表制の下、市の意思決定機関としての役割を担っている。このような中、社会経済情勢の激しい変動等により市民要望の多様化及び複雑化が急速に進む一方、地方分権改革の進展に伴い、市は、更なる自律性を求められている。

地方公共団体は、地方自治の本旨に基づき、市民の負託にこたえるため、自らの責任と判断によりその任務を遂行していかなければならない。小田原市議会は、地方議会として果たすべき役割の重要性を認識し、諸課題に取り組む一方、市長は、小田原市自治基本条例の基本理念として掲げている「市民自治」の推進を目指し、相互が市民に対しそれぞれの責務を誠実に果たすことが必要とされている。

そこで小田原市議会は、その役割を果たすために、個々の議員が政治倫理を遵守し、情報公開制度、広報広聴制度等を活用することにより、市政の課題を明確に市民に周知するとともに、議会制度改革の推進に努め、より一層「開かれた議会」を目指すこととした。また、議会が持つ行政監視機能及び政策立案機能の更なる強化を図り、二元代表制を確立することにより、議会制民主主義の発展に寄与することに努める。

ここに小田原市議会は、地方分権と市民自治の時代にふさわしい議会の在るべき姿を明文化し、市民が豊かに暮らせる社会を実現することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、小田原市議会（以下「議会」という。）及び小田原市議会議員（以下「議員」という。）の活動原則を定めるとともに、議会の役割及び機能並びに議会と市民との関係等を明らかにすることにより、議会の更なる活性化を図り、もって市民福祉の向上及び本市の発展に寄与することを目的とする。

第2章 議会及び議員の活動原則

（議会の活動原則）

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 議案等の審議及び審査により、市の意思決定を行うとともに、政策の立案及び提言に努めること。
- (2) 公正で市民に開かれた議会を目指すこと。
- (3) 情報公開制度、広報広聴制度等を充実させることにより、市民への説明責任を果たし、市民参加の機会拡充に努めること。
- (4) 行政監視機能を発揮し、市政運営が適正に行われているか評価すること。
- (5) 市民に分かりやすい議会の運営に努めること。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づいて、誠実に職務を遂行し、市民の信頼の向上に努めるものとする。

- (1) 市政についての課題並びに市民の意見及び要望を的確に把握すること。
- (2) 議会活動について、市民に対する説明責任を果たすこと。
- (3) 日常の調査及び研修により、自らの資質の向上に努めること。

第3章 議会運営

(委員会の運営)

第4条 委員会は、市政に関する課題についての的確に対処するため、専門的立場から詳細かつ効率的な議案等の審査及び所管事項に関する事務の調査を行うものとする。

(全員協議会)

第5条 議長は、市政に関する課題のうち、特に全ての議員で協議すべきであると判断した課題について協議するため全員協議会を開くことができる。

(会派)

第6条 議員は、議会活動を行うに当たり、3人以上で会派を結成することができる。

- 2 会派は、主として政策を同じくする議員で構成する。
- 3 会派は、議会運営、政策立案等に関し、必要に応じて会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。
- 4 議長は、意見調整等の必要があると認めるときは、会派の代表者による会議を開催することができる。

第4章 市民と議会との関係

(広報広聴の充実)

第7条 議会は、市民の意見を議会の審議や政策立案に生かすため、次に掲げるもののほか、多様な広報広聴媒体を活用し、広報広聴の充実を図るものとする。

- (1) 市民に対する議会報告会を必要に応じて開催すること。
- (2) 広く市民の意識を把握するために、市民に対するアンケート調査を必要に応じて行うこと。

(情報の公開)

第8条 議会における会議（議員により構成される全ての会議をいう。）及びその会議の資料は、原則として公開するものとする。

2 議会の定例会及び臨時会（次条において「本会議」という。）の表決における各議員の賛否は、これを公表するものとする。ただし、無記名投票における表決は、この限りではない。

第5章 市長等と議会との関係

（反問権）

第9条 本会議又は委員会に出席した市長その他の執行機関及びその職員（以下「市長等」という。）は、議員から質疑又は質問を受けたときに、その論点を明らかにするため、本会議にあっては議長の、委員会にあっては当該委員会の委員長の許可を得て、当該議員に対し反問することができる。

（議会への説明等）

第10条 議会は、市長等が政策を提案した場合には、議会審議における論点を整理し、その審議を深めるため、市長等に対し必要な情報を明らかにするよう求めることができる。

2 市長等は、政策を提案する場合には、議会に対しその説明を適時かつ適切に行うよう努めるものとする。

3 市長等は、政策の作成又は変更に当たっては、その政策に関連する議会の決議等の政策提言及び意見表明の趣旨を尊重するものとする。

第6章 専門的知見の活用及び議会事務局の体制整備

（専門的知見の活用）

第11条 議会は、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、議決により、有識者等で構成する機関を設置し、又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条の2に規定する調査をさせ、専門的知見の活用を努めるものとする。

（議会事務局）

第12条 議会は、議員の政策形成及び立案を補助し、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備に努めなければならない。

第7章 補則

（見直し）

第13条 議会は、この条例の施行の日から4年を超えない期間ごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（委任）

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。